

Baden-Württemberg 州森林經理規程⁽¹⁾と森林の社会的機能

宮崎大学農学部 飯塚 寛

1. 緒言

森林は、ドイツ連邦共和国の面積の約30%を占め、地域的に大きな差異はあるけれども、印象的な景観を構成する要素の1つである。

このたび、1971年3月31日発効の Baden-Württemberg 州森林經理規程を 通読する機会にめぐまれたので、同規程の内容を概略的に紹介し、あわせて森林の多面的な機能がどのように位置づけられているかについてのべる。

2. Baden-Württemberg 州森林經理規程

この規程は、5つの部に分けられた 185 の条文、6 種類の付則および12種類の様式から成っている。

第I部「林業および州林野庁の課題」は、第1条から第5条までである。ここにおいて、林業の課題は森林の法的に規定された保続的伐採および保育という枠内で森林のもつ多面的な機能を確保することにある、とされる。その多面的機能は、森林の原材料生産機能、保全機能 および 保健休養機能の3つに大別され、それぞれに対応して、国内経済のための原材料生産、一般的な環境保全と国土保全という枠内での保全作用の確保、および市民の保健休養空間ならびに健康増進の場としての森林の維持、造成および保育の3つの課題が林業に課せられる。林業経営は、現在のみならず将来にわたって、林業のこれらの課題のすべての調和的な達成を可能にすべきもの、とされる。

とくに、人口密度の高い地域に位置する公的所有の森林においては、環境保全、国民文化の維持および市民の健康増進が、公共的課題として優先される。さらに、私的所有の森林もまた私有財産の社会的義務性および法律の枠内で、これらの課題の実現に貢献する。

したがって、州林野庁の課題は、林業経営の目的設定の枠内において、州有林および、特別な法的規程にしたがって、自治体有林とその他の団体有林を、保続的な保育および伐採という原則にもとづいて管理経営し、農家林および小規模私有林の経営について助言と助成を与え、州有林以外のすべての森林の監督をすることである。

第II部「州有林の目的設定」は、第6条から第9条までである。州有林の経営目的は、第I部にのべられた3つの林業の課題の達成という上位目的のもとで、最高の価値を創造することである、とされている。この経営目的の実現に際しては、州有林は公共に対して可能な最高の効用を提供すべきであるとする公益性、

立地方の維持と増進を前提として持続的で最適な木材収穫と社会的基盤構造としてのサービスを提供すべきであるとする保続性、木材生産、収穫およびその他のサービスの提供に際し費用と収益、あるいは投入と産出の間に最適の関係を形成すべきであるとする経済性原理、の3つが考慮される。

経営目的は、中期および長期計画のなかで森林經理に設定される施業目的によって林業経営に具体的に転嫁され、短期計画と経営管理によって現実化される。この施業目的は、森林の保全機能および保健休養機能の確保のもとで、州財政にできるだけ高い収入をもたらすことを目指すべきである。

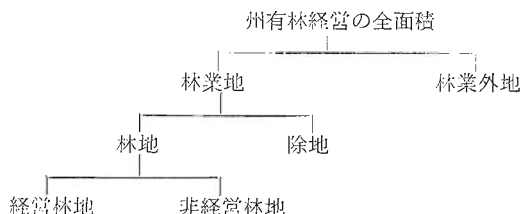
経営目的について、一般的妥当性のある一定の順位をしめすことは不可能で、優先順位は、具体的対象について、局所のおよび時間的与件にしたがって決定される。目的相互が競合する場合、森林の保全機能、保健休養機能、国内経済への原材料供給および木材備蓄の確保などの公益性に関する諸目的が、貨幣経済的関心よりも優先される。

第III部「森林經理の課題」は、第10条から第16条までである。森林經理の課題は、確定された上位目的にしたがって経営目的を整理し、その序列を詳細に決定することであり、その具体的内容は、現状把握、計画立案および成果の検討の3つに大別されている。

第IV部「州有林における森林經理」は、第17条から第184条までで、この規程の事実上の中心である。その内容は、現状把握、計画立案、現状把握と計画立案の成果の総括、経営実行と監査、地図、択伐林などのための特別な規定、および森林經理簿冊である。

第V部「団体有林における森林經理」は第185条だけであって、団体有林における森林經理は、その団体の属する地方の法律の枠内で、この規定の第III部および第IV部が適用される。

特徴的なのは、「州有林における森林經理」の現状把握に関連しての、経営面債の分類の考え方である。すなわち、州有林経営の全面積は、その利用形態からつぎのように分類されている。



林業外地は、州有林経営全面積のうちで林業以外の用途、たとえば独立採算的な採石場や砂利採取場などにあてられる土地である。

除地は、木材生産に直接的には役立たないすべての土地で、林道敷、建物敷、林班境界敷、常設の苗畑および貯木場など、林業経営になんらかの関係がある土地、林内駐車場、野営場、滑走用斜面、樹木や灌木の生育している保健休養地およびその他の多面的機能をもつ土地である。

林地は、木材生産に持続的に使用される土地で、幅の狭い林道敷や水路などもふくむ。

経営林地は、規則的に普通の施業がおこなわれ、毎年1haあたり、すくなくとも1EfmD以上の潜在的な伐採が可能な森林および林地である。

非経営林地は、禁猟禁伐林、立地の不利によってその伝統的伐採の可能性が異常な搬出の困難をとまうなどの結果として、近い将来に、毎年1haあたり1EfmD未満の伐採可能性しかない森林および林地である。

さて、一定の程度に国民文化的な価値の創造、保護および育成に関連をもつ森林は、その経営に特別な保護と普通以上の配慮が必要とされる。この配慮の程度について、保全機能および保健休養機能が局所的に非常に重大なので施業を規定するものと、これら両機能が施業に影響するにとどまるものと2つの段階が考えられている⁽⁸⁾。いずれにしても、このような森林は、国土計画法⁽⁹⁾、自然保護法⁽¹⁰⁾などの法律およびこの森林經理規程の付則「森林經理と国土保全」にもとづいて、保護林あるいは保健休養林に指定される。さらに国土保全的な、とくに生物社会学的および生態学的研究に意義のある森林区域が森林保護地域として指定され、内部での播種、植栽および施肥などは許されなくなる。これらの森林および地域は、州有林の場合には林地あるいは除地のいずれかに分類されているが、場合によっては、林業外地に分類されることもある。

表一 1 Baden-Württemberg 州森林面積⁽⁵⁾(km²)

	全 体	州 有	共同体有	私 有
州 面 積	35,751			
森林面積 ⁽¹⁾	13,241	3,138	5,411	4,622
水 保 全 林	797	275	389	133
侵 蝕 防 止 林	1,085	345	501	239
自然 保 護 地 域 的 森 林	132	48	64	20
景 観 保 全 地 域 的 森 林	2,292	555	1,119	618
保 健 休 養 林	4,203	1,342	2,104	759
保 護 林 合 計 ⁽²⁾	6,433	1,891	3,045	1,497

注 1) 森林面積には他に連邦有林70がある。
注 2) 機能の重複している場合は1回だけ計算されている。

3. 森林の社会的機能

社会的便益に関する定義(6)。(7)。(8)によれば、森林の保全機能と保健休養機能のように、その発揮される過程が市場機構を経由しないために効果の直接識定が不可能で、人間の生活に貢献し、その所有者には支出を余儀なくさせる機能は、森林の社会的機能として把握される。そして、州有林においては、森林の社会的機能の確保のもとで、州財政にできるだけ貢献すべきこと、およびこの機能の確保が貨幣経済的利害関係に優先されるべきことが明記されているのは、特徴的である。事実、森林の社会的機能の維持と改良のための費用と、収益の損失分の合計は、1970年に州内全森林について約6400万DM、1haあたり50DMであり、その年の州林野庁の収入に対して、約3分の1以上に達する⁽⁹⁾。しかも、この割合は年を追って増加の傾向にある。さらに、連邦全体の1970年から1972年までの3年間の年平均伐採量は2674万⁽¹⁰⁾m³であり、これは国内需要の約50%を満たすに過ぎない。

引用文献

- (1) Ministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Umwelt : Dienstanweisung für die Forsteinrichtung in den Staats- und Körperschaftswaldungen. 1971
- (2) Arbeitsgruppe Landespflege : Leitfaden zur Kartierung der Schutz- und Erholungsfunktionendes Waldes. 1974
- (3) Das Raumordnungsgesetz. 1965
- (4) Das Reichsnaturschutzgesetz. 1959
- (5) Stat. Amt Baden-Württemberg : Forststatistisches Jahrbuch Baden-Württemberg. 1973
- (6) Prodan, M. : Vortrag in Fachveranstaltungen aus Studienrichtung Forst- und Holzwirtschaft. 1972
- (7) Worrell, A. C. : Economics of American Forestry. 1959
- (8) Zur, E. : Wesen und Arten der „Social costs“ unser besonderer Berücksichtigung der Verhältnisse in der Bundesrepublik. 1961
- (9) Ministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Umwelt : 20-Jahre Landesforstverwaltung 1953-1972.
- (10) Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten.

Alexander von Humboldt 財団の財政的援助と、Freiburg 大学林学部教授 M. Prodan 博士のご指導に、心からお礼を申しあげます。